

ドロップイン利用規約

FLARE GROUP株式会社（以下「当社」という）は、チコルワーク（以下「本施設」という）の利用に関し、次の通り利用規約（以下「本規約」という）を制定します。

第1章 総則

第1条（目的）

- 1 本規約は、本サービスの円滑な提供のため作成し適用するものです。
- 2 ドロップイン利用者（以下「利用者」という）は本規約のほか、当社が別途定める規約およびその他諸規程（以下「その他規程」という）に同意の上、本サービスを利用するものとします。当社は自らの裁量に基づきその他規程を変更する権利を有します。

第2条（本規約の優先適用）

本規約と第1条に定めるその他規程に齟齬が生じた場合、その他規程が優先して適用されることとします。

第3条（本規約の変更）

- 1 当社は、本規約の内容を随時変更することができるものとします。変更後の本規約を利用者に通知し、または適切な場所に掲示したときは、本規約が変更されたものとみなされ、利用者は変更後の本規約に同意したものとみなされます。
- 2 通知忘れなどの当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は、本規約の変更に伴う責任を一切負わないものとします。

第4条（使用許諾、目的）

- 1 当社は利用者に対し本サービスの利用を認め、その利用にあたって利用者は、本規約で定めるところを遵守するものとします。
- 2 当社が特別に認めた場合を除き、年齢満18歳未満の者は、本施設に入館できないものとします。ただし、年齢満18歳未満の者の本施設への入館が必要な場合は、事前に当社にお知らせください。当社が総合的に判断します。
- 3 本施設は、当社の都合により新設または閉鎖することがあります。
- 4 本サービスは、利用者のビジネス拡大のため、利用者相互の交流の場として、その施設およびサービスを利用者に対し提供することを目的とします。

第5条（禁止事項）

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。ただし、事前に書面により当社の承諾を得たときは本条を適用しない場合があります。

- （1）禁止箇所への立ち入り行為

- (2) 乗用エレベーターでの手荷物以外の物の搬出入行為
- (3) 下駄・スパイク等床を傷つける履物での立ち入り行為
- (4) 指定場所以外での飲食ならびに喫煙を行う行為（本施設内は全面禁煙）
- (5) 本施設内での火気等の使用および危険物を持ち込む行為
- (6) 他の利用者または本建物利用者等に迷惑を及ぼす音、振動、臭気等を発す行為ならびに物品を持ち込む行為
- (7) 本施設内の通路および階段、廊下等の共用部分を占有することや物品を置く行為
- (8) 本施設および本建物の通路や階段、廊下および外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等の行為
- (9) 本施設内へ動物を持ち込む行為(当社の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬は除く)
- (10) 本施設および本建物の設備、器具および備品等の本建物または本施設外への持出し行為
- (11) 本施設内での調理およびそれに類する行為
- (12) 本施設内に宿泊、居住またはこれに類する用途で使用する行為
- (13) 公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者ならびに当社が不適切と判断する行為
- (14) 自転車、二輪車、自動車で来館する行為
- (15) 当社、他の利用者、または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (16) コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為
- (17) 当社の許可なく、本施設および本建物の増改築、使用目的を変更するような修繕、またはこれに造作を加える行為
- (18) 事前に当社の許可を得ずに行う写真および動画の撮影ならびに録音行為
- (19) 虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社およびその関係会社の業務を妨害する行為、ならびにその恐れのある行為
- (20) 酩酊状態で本施設および本建物を利用する行為
- (21) 当社が行う事業と類似・競合する事業を行う行為
- (22) 理由の如何を問わず、本サービスを第三者に利用させる行為
- (23) 当社より貸与された電話番号、FAX番号等の転貸行為
- (24) 事業目的以外での本サービスの利用行為
- (25) 利用者の事業遂行にあたり法令違反となる行為
- (26) 本施設の品位を損なう行為
- (27) 本施設または本建物（本建物共用部を含む、以下同様とする）の他の利用者の迷惑または事業の妨げになると当社が判断する行為
- (28) 本施設または本建物に損害を及ぼす行為
- (29) 本施設または本建物内に汚物・爆発物・引火の恐れのあるもの、その他危険物を持ち込む行為
- (30) 本施設内において、小売行為、暴力団活動、宗教活動、政治活動、風俗関係事業、公序良俗に反する事業およびこれらに係る活動を行う行為
- (31) 本施設内の備品、付属品および調度品を含む改装、変更、専有する行為
- (32) 当社の事業の妨げになると当社が判断する行為
- (33) 他人名義での電話を架設する行為
- (34) 利用契約の有効期間中および終了後6カ月間、本施設内にて雇用される相手方の従業員に雇用を

申し出る行為

(35) その他当社が不適切と判断した行為

第6条 (損害賠償)

利用者またはその使用人、請負人、訪問者、顧客その他利用者の関係者の故意または過失により、本施設もしくは建物またはそれらの諸造作もしくは諸設備を毀損した場合、あるいは当社または他の利用者等の第三者の身体、財産に損害を与えた場合には、利用者は直ちにその旨を当社に通知し、これによって生じた当社の一切の損害を当社に対して賠償しなければならない。

第7条 (免責)

当社は、次の各号に定める事項により利用者が被った損害については何等の責も負わない。

- (1) 地震、洪水等の天災地変あるいは暴動、労働争議、その他の不可抗力により生じた損害
- (2) 当社の故意、過失によらない火災、盗難、諸設備の故障に起因して生じた損害
- (3) 電気、水道、電話および電気通信設備、サービスの供給制限または停止
- (4) 本施設内の電話、インターネット回線およびLAN回線の利用等に起因して生じた利用者の被害
- (5) 当社の提供するサービスを通じて生じた利用者の損害で当社が善意無過失の場合
- (6) 利用者与其他の利用者または第三者との間に生じた紛争
- (7) その他、当社の責に帰す事のできない事由による一切の損害

第2章 利用

第8条 (利用料金)

- 1 利用料金は、下表に記載された基本料金および本サービス利用により発生する付随費用の総計の金額（以下「利用料金」という）を指します。

基本料金	1日	1,500円
	1時間 (以降30分)	400円 200円
印刷(白黒)	1枚	10円
印刷(カラー)	1枚	30円
セキュリティカード 再発行手数料	1回	3,000円

- 2 利用者は本サービスの対価として、利用料金を支払うものとします。
- 3 利用料の支払方法は、当日、本施設受付にて現金にて精算するものとします。ただし、印刷利用料については、印刷料金支払BOXへ現金を投入するものとします。
- 4 基本料金には、本サービスを利用するための料金に加え、以下の費用が含まれるものとします。
 - (1) 本施設内および本建物共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用
 - (2) 本施設内および本建物共用部のトイレ清掃および衛生、環境維持費用
 - (3) その他本施設および本建物共用部の施設および設備の維持管理費用
- 5 領収書は、原則、発行はされません。

第9条（消費税）

本規約に定める本サービスに関わるすべての料金には、消費税および地方消費税が含まれるものとします。

第10条（違約金）

- 1 利用者が本規約に違反し、当社から警告、注意を受けても改善しない場合、当社は利用者に対し、違約金を請求できるものとします。なお、当社は利用者に対し、利用者の違反行為により当社および他の利用者が被った損害額が違約金の額を超える場合は、その差額を請求できるものとします。
- 2 利用者が利用契約および本規約に基づく債務の履行につき不履行の状態にある場合には、当社は、当社の判断において、本サービスの一部または全部の提供を停止（施設内への立ち入りの禁止を含む）することがあります。

第11条（利用時間）

- 1 利用者は、受付時に利用単位（1日もしくは時間）を申告するものとします。
- 2 前項の申告時間を超える延長は、延長時点での座席の空き状況により認める場合があります。満席時やお待ちの方がいる場合は延長することはできません。その場合でも、当社に対して異議を申し立てることはできないものとします。
- 3 時間利用の場合は、退館時間を5分以上過ぎますと延長料金が発生するものとします。

第3章 施設

第12条（使用範囲および使用形態）

- 1 当社は利用者に対し、本施設および施設に付帯する設備の使用をその他規程に則り使用することを認めます。
- 2 利用者は、対象スペースを現状のまま使用するものとします。

第13条（本施設の休業日・営業時間）

- 1 本施設は、お盆、年末年始および本施設の維持管理上必要な期間休業します。
- 2 ドロップインの営業時間(以下「営業時間」という)は、午前10時～午後5時です。
- 3 台風や雪の悪天候、不可抗力な自然災害等の理由により、営業時間を変更する場合があります。その際も、利用料金の返金等はしないものとします。

第14条（本施設全般の注意事項）

- 1 本施設へ入退室する際には、セキュリティカードをご利用ください。利用ログを記録していますので、1人ずつセキュリティカードをかざして通行してください。
- 2 コラボレーションエリアを除き、原則、18歳未満の方の入館はお断りします。
- 3 利用者は、本施設を利用して執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行うことが可能です。一度に1人で複数席使用することを禁止します。
- 4 当社にて、本施設内の席のご予約、空き状況などの詳細な確認はいたしません。また本施設はシェアオフィスのため、シェアオフィス固定デスク利用者を除き、満席の時は利用することができません。その場合で

も、当社に対して異議を申し立てることはできないものとします。

- 5 本施設内は全面禁煙です。
- 6 本施設内の飲酒は禁止します。ただし、例外的に、当社が認めた本施設内におけるイベントや交流会、パーティに関してはその限りではありませんので事前にご連絡ください。如何なる場合においても法律に則り未成年の飲酒は厳禁です。
- 7 営業時間内に利用者の迷惑にならないよう注意を払い、清掃作業を行います。
- 8 ゴミ処理に関し、利用者は本施設に設けられた共同ゴミ箱に分別して廃棄するものとします。ただし一度に大量のゴミが出る場合や、生ゴミなどの臭いが出るものは持ち帰るものとします。

第15条（本施設内のエリア）

1 シェアオフィスエリア

- (1) 静かな環境で、集中して執務をすることを目的としたエリアです。
- (2) 電話や打ちはわせは禁止します。電話や打ちはわせは、Web会議・電話専用ブースにてお願いします。
- (3) 飲食が可能です。ただし、著しく臭気の出る飲食物は禁止します。
- (4) 椅子を所定の位置から移動させることを禁止します。
- (5) フリードリンクの飲料をコラボレーションエリアや別施設で主催するイベントの飲み物として来場者に提供することは禁止します。
- (6) コートハンガーは自由に使用可能ですが、管理は自己責任で行ってください。当社は紛失や盗難等につきましては一切の責任を負わないものとします。
- (7) 文具等は自由に使用可能ですが、使用したものは元の場所に戻してください。
- (8) 作業は安全に十分注意を払い行ってください。作業中の怪我等について当社は一切の責任を負わないものとします。
- (9) 常設のラジカセをご利用いただけます。他の利用者の迷惑にならない程度（ボリュームは10以下）で使用することが可能です。

2 Web会議・電話専用ブース

- (1) Web会議や電話などによる打ちはわせをすることを目的としたブースです。作業スペースとしての利用、仮眠するスペースとしての利用等、通話以外の目的で利用することを禁止します。
- (2) 食事は禁止します。ただし、他の利用者の迷惑にならない範囲で飲み物を飲むことは可能です。
- (3) 1回のご利用時間は1時間までとし、それ以上の連続利用はお断りします。

3 コラボレーションエリア

- (1) 打ちはわせや利用者同士での交流を図ることを目的としたエリアです。
- (2) 電話は、他の利用者の迷惑にならない程度で使用することが可能です。マナーモードにする等周りへの配慮を徹底するものとします。
- (3) 食事は禁止します。ただし、他の利用者の迷惑にならない範囲で飲み物を飲むことは可能です。
- (4) 大声での会話、大きな音を発する機器の使用等は禁止します。
- (5) ゲストを招いての打ちはわせが可能です。ただし、机、椅子等を移動したり、大人数でスペースを占有することは禁止します。大人数の会議、打ちはわせは別施設をご利用ください。
- (6) 1回のご利用時間は1時間までとし、それ以上の連続利用はお断りします。

4 複合機

- (1) コピー、プリンター、スキャナー機能を利用できるW i - F i 対応の機器です。
- (2) 複合機は別途利用料金が発生します（白黒10円／枚、カラー30円／枚）。常設の支払ボックスへ利用料金をお支払いください。
- (3) U S B等の貸し出しは、利用者の情報漏えいの原因となりかねませんので行いません。
- (4) 印刷間違いによる料金の返金等はしないものとします。無料の試し刷りもできないものとします。
- (5) 書類等の管理は自己責任で行ってください。紛失や盗難等につきましては一切の責任を負わないものとします。
- (6) 情報の漏えい等につきましては一切の責任を負わないものとします。

第16条（禁止行為）

下記の行為を禁止します。

- (1) 禁止箇所への立ち入り
- (2) 乗用エレベーターでの手荷物以外の物の搬出入
- (3) 下駄・スパイク等床を傷つける履物での立ち入り
- (4) 指定場所以外での飲食ならびに喫煙（本施設内は全面禁煙）
- (5) 本施設内で火気等の使用および危険物の持ち込み
- (6) 他の利用者または本建物利用者等に迷惑を及ぼす音、振動、臭気等を発す行為ならびに物品の持ち込み
- (7) 本施設内の通路および階段、廊下等の共用部分を占有することや物品を置くこと
- (8) 本施設および本建物の通路や階段、廊下および外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等の行為
- (9) 本施設内にて宗教活動、政治活動をすること
- (10) 本施設内への動物の持ち込み(当社の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬は除く)
- (11) 本施設および本建物の設備、器具および備品等の本建物または本施設外への持出し
- (12) 本施設内での調理およびそれに類する行為
- (13) 本施設内に宿泊、居住またはこれに類する用途で使用する行為
- (14) 公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者ならびに当社が不適切と判断する行為を行うこと
- (15) 自転車、二輪車、自動車にて来館すること
- (16) 当社、他の利用者、または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害すること
- (17) コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信すること
- (18) 当社の許可なく、本施設および本建物の増改築、使用目的を変更するような修繕、またはこれに造作を加えること
- (19) 事前に当社の許可を得ずに行う写真および動画の撮影ならびに録音
- (20) 虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社およびその関係会社の業務を妨害する行為、ならびにその恐れのある行為
- (21) 酩酊状態で本施設および本建物を利用すること
- (22) 当社が行う事業と類似・競合する事業を行うこと
- (23) その他当社が不適切と判断した行為

第17条（セキュリティカード）

- 1 利用者には、当社は受付時にセキュリティカードを貸与します。
- 2 利用者は、退館時に当社に対し速やかにセキュリティカードを返却しなければなりません。
- 3 利用者が、セキュリティカードを紛失もしくは盗難された場合は、直ちに当社に届け出るものとします。この場合、利用者はセキュリティカード再発行手数料を当社に支払わなければなりません。

第18条（本施設の使用に関すること）

利用者は、本規約において使用とは、対象スペースの使用を許可し、本施設内の設備などの使用を認めることであって、本施設または対象スペースの排他的な占有権限を与えるものではないことを確認します。

第19条（私物の管理）

- 1 利用者は、私物を本施設に放置せず、自らの責任で管理するものとします。本施設は、不特定多数が利用する場所であり、万が一、利用者の私物に紛失、盗難、破損、汚染などが生じても、当社は一切責任を負わないものとします。
- 2 本建物および本施設内に忘れ物、持ち主不明の物があり、当社がこれらを一定期間（原則として1カ月以内とする）保管し、当社所定の方法によりその旨を利用者に告知したにも関わらず、利用者が当該物の引取りを拒否した場合または持ち主が名乗り出なかった場合、当社は、当該利用者の費用負担または当社の任意の判断でこれらを処分できるものとします。

第20条（修繕費の分担）

- 1 当社および本建物所有者は、本施設または本建物において、次に記載する修繕を行います。
 - （1）本施設および本建物共用部の躯体ならびに付属施設の維持保全に必要な修繕
 - （2）電気、水道などのインフラ設備に関する修繕
 - （3）本施設および本建物共用部にある情報設備に関する修繕
 - （4）本施設および本建物共用部の修繕
- 2 利用者は、本施設および本建物について修繕を要する個所を発見したときは、速やかに当社に通知するものとします。
- 3 利用者の故意または過失による、または、不適切な使用方法に起因することが明らかな本施設または本建物の故障または損傷にかかる修繕については、当社は利用者に費用負担を求めることができるものとします。
- 4 当社または本建物所有者が第1項の規定に基づく修繕を行う場合、当社は、あらかじめ、その旨を利用者に通知します。この場合において、利用者は、当該修繕の実施を拒否することができません。
- 5 当社および本建物所有者が本施設および本建物共用部（付帯設備を含む）の修理、改修または増築のため、対象スペース、本施設、本建物共用部の全体または一部の使用を中止する必要があると認めるときは、当社は利用者に対し、対象スペースまたは本施設の全体もしくは一部の使用中止を要請することがあります。この場合において、利用者は、当該使用中止の要請を拒否することができません。
- 6 利用者は、故意または過失により、対象スペース内、本施設内、本建物共用部を破損したときは、直ちに当社に届け出るものとします。届出が遅れたため生じた損害について、当社は利用者に対し、損害賠償請求をすることができるものとします。

第4章 雑則

第21条（イベント・コミュニケーション）

- 1 利用者は、当社または当社の承諾を得た利用者が主催するセミナー、パーティ、イベントなど（以下「イベント等」という）が本施設内において行われる場合があること、および、本施設のすべてを利用して開催されるイベント等の開催中において、通常の使用ができない場合があることについて同意するものとします。
- 2 当社は、イベント等が開催される場合には、事前に利用者へ告知するものとします。

第22条（個人情報）

- 1 当社は、サービスの履行に際して知り得た個人情報について、第三者に開示および盗用の禁止または漏洩、滅失、毀損、改竄の防止、あるいは本契約を遂行する目的以外に利用されないように適切な処置をとる義務を負うものとします。
- 2 当社は利用者の個人情報を、本契約を遂行する目的および当社の提供するサービスの向上および新商品の開発の目的のために限り使用できるものとします。
- 3 当社は、利用者の個人情報を公務員、弁護士、会計士、税理士等、法律上守秘義務を負うものに対して開示する合理的必要が生じた場合には、開示に先立ちその旨を利用者に報告するものとします。搜索、差押等、法律上の強制力を伴う回答が義務付けられている開示であり開示に先立つ報告が行えなかった場合には、当社は開示後直ちに利用者に報告をするものとします。

第23条（秘密情報）

- 1 本規約において秘密情報とは、利用者自らが秘匿したい情報の全て、かつ、契約期間中に、利用者が知り得た当社または他の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
- 2 本施設は、不特定多数が利用する施設であり、利用者のみならず第三者との間で絶えず様々な情報交換がなされます。したがって、利用者は、自らの責任で秘密情報を管理するものとし、万が一、利用者の秘密情報が漏洩した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。
- 3 利用者は本施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られる情報の中に、秘密情報が含まれている可能性があることをあらかじめ認識することとします。
- 4 利用者が、本施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られた情報を自らの事業に活用する場合、必要に応じて相手方に確認する等、他の利用者の権利を侵害しないように努めなければならないこととします。
- 5 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを利用者が証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - （1）開示の時点ですでに公知の情報、またはその後利用者の責によらずして公知となった情報
 - （2）利用者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - （3）開示の時点ですでに利用者が保有している情報
 - （4）利用者が開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - （5）当社が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

第24条（守秘義務）

- 1 利用者が他の利用者の秘密情報を知ってしまった場合、利用者は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を行い、その開示をした当該利用者の許可なくソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示し、または漏洩、公開もしくは利用してはなりません。万一、利用者が本項規定に違反した場合、当社は、一切責任を負いません。
- 2 利用者は、裁判所や官公庁などの公的機関より当社の秘密情報の開示を要求された場合は、直ちに当社に通知するものとし、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。また、その場合、利用者は、当該秘密情報の機密性を保持するために最善の努力をするとともに、当社に対し、当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えるものとします。
- 3 利用者は、秘密情報について、複製、複写などの行為を行ってはなりません。

第25条（反社会勢力の排除）

- 1 利用者が次に掲げる者（以下「反社会的勢力」という）に該当する場合には、本施設を利用することはできません。また、利用者は、本施設を反社会的勢力の事務所、活動拠点、その他法令に違反しまたはおそれのある行為を行うための場所として利用することはできません。
 - （1）「暴力団による不当な行為の防止などに関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団および指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為などを行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属している者、その他暴力団排除条例などに基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者
 - （2）「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者
 - （3）上記（1）（2）の団体に類する団体および当該団体に属している者（総会屋、会社ゴロなど企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為などを行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体および個人を含むがこれらの者に限らない）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者
 - （4）「風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律」第2条第1項に定義する風俗営業および同条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者
 - （5）「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制などに関する法律」に定める犯罪収益など隠匿および犯罪収益など收受を行いまたは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者
 - （6）「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者、または、これらのいずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人
- 2 利用者は、前項に定める事項に関する当社による調査に協力するものとし、当社からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を当社に提供するものとします。また、利用者は、当該調査のために当社が提供を受けた利用者の情報（個人に関する情報を含むがこれに限らない）を警察などの捜査機関を含む第三者に提供することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第26条（地位継承）

当社は、本契約に基づき有する運営会社としての権利、義務、地位の全部または一部を第三者に継承させることができるものとし、利用者はこれを予め異議なく承諾するものとします。

第27条（合意管轄）

当社および利用者は、本規約に基づく利用契約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて千葉地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第28条（協議事項）

本規約に定めのない事項および利用契約の解釈に疑義が生じたときは、当社および利用者は、誠意をもって協議し、その解釈にあたるものとします。

第29条（準拠法）

本規約およびこれに基づく利用契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を適用します。

以上、利用者は、本規約を遵守するものとし、かつ、公序良俗に反することのないよう、本施設の運営が円滑に行えるように当社および他の利用者と協力し合うものとします。

以上

2018年7月1日 版

FLARE GROUP株式会社